

1. 件名：日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設（ウラン濃縮工場）における令和5年度定期事業者検査（終了時）についての面談

2. 日時：令和5年9月15日（金）15時00分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、宮本検査技術専門職、関主任原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

日本原燃（株）濃縮・埋設事業所

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部 保安全管理課長 他4名

東京支社 技術部 運転管理グループ グループリーダー 他1名

5. 要旨

○日本原燃（株）（以下「事業者」という。）濃縮・埋設事業所から加工施設（ウラン濃縮工場）（以下「濃縮工場」という。）の定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（終了時）について、資料に基づき説明があった。

●濃縮工場の新規制基準に係る適合に係る工事が完了し、令和5年8月24日に合格証及び確認証を受領し、以降は法令に基づく定事検となることから、令和5年5月16日から開始した自主的な定事検は、令和5年7月28日の検査までで終了とした。

●今回の定事検の検査対象のうち、検査を実施した検査項目については、各検査項目の合否判定は「合格」である。

●今回の定事検中に生じた対象設備に関して生じた不適合は以下のとおり。

① 点検計画の不備

② 検査要領書の誤記

●本年度の定事検計画書に基づく検査のうち、未実施の項目及び事業再開により新たに定事検の対象となる項目については、法令に基づく初回の定事検として実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

●令和5年度定事検の結果は了解した。

●原子力規制事務所より当該不適合について本面談に先立ち説明を求めていたが未実施であったので、原子力規制事務所への情報提供は過不足なく実施すること。

●今回の定事検は令和5年4月17日及び7月10日に提出された定事検計画を途中で終了させ、検査未了のもの及び事業再開により新たに定事検の対象となる項目は法令に基づく初回の定事検として実施することから、2回目以降は、本定事検報告

で検査終了とした設備、機器を網羅して実施すること。

- 点検計画の不備の不適合は、文書作成時にチェック体制が大きな問題であったことから、是正処置を徹底し再発防止に努めること。
- 本不適合については、当該部署のみならず事業者全体に周知し再発防止に努めること。
- 令和5年8月24日に新規基準への適合が確認されたことに伴い、今年度中に法令に基づく定事検を実施することから、定事検開始の3ヶ月前までに定事検報告書（定事検開始時）を提出すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：加工施設（ウラン濃縮工場）定期事業者検査の報告（終了時）について

以 上